



NAMsをはじめとする安全評価技術等に関する 環境省の取組

2026年8月28日

環境省 環境保健部 化学物質安全課長

塚田 源一郎



2020年以降の国際的な化学物質管理の全体像

- 経済のグローバル化が進む中、化学物質やそれを含む製品は、様々な国で製造・使用され、貿易で移動するため、その管理は国際協力と協調が不可欠。

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）：多様な分野、多様な主体による自主的取組として、
2023年9月採択 条約でカバーされない幅広い課題に対応

内分泌かく乱物質

個別条約による拘束力のある対応

水銀汚染

POPs汚染

PFAS汚染

鉛汚染

環境残留
医薬汚染物質

ナノマテリアル

化学物質等に関する科学・政策パネル(ISP-CWP)：複雑な化学物質汚染の現状に対して、科学的知見を
2025年6月設立 集約した課題特定・評価、対応オプションの提示

関係国際機関による
技術ガイダンス・標準化等

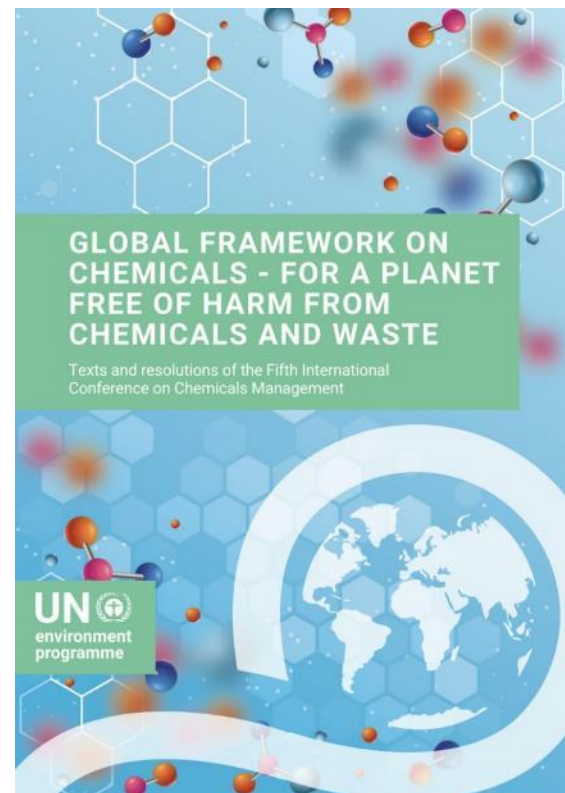
OECD テストガイドライン
・ガイダンス文書等

国連 有害性分類・ラベル
の調和（GHS）

化学物質に関するグローバル枠組み (Global Framework on Chemicals)

- 2023年9月、ドイツ・ボンで開催されたICCM5（第5回国際化学物質管理会議）において採択。多様な分野、多様な主体による自主的取組として、幅広い課題に対応
- 今後の化学物質・廃棄物の適正管理に関し、自主的かつ多様な主体が関与する世界的な枠組み

- **多様な分野**（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における**多様な主体**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理の枠組み。
- **5つの戦略的目的**（①能力・法制度の整備、②知識・情報・データ、③懸念課題、④より安全な代替、⑤意思決定プロセスへの統合）とそれを実現するための**個別ターゲット**を設定。
- **実施に当たってのメカニズム、懸念課題の特定、能力形成方法**を設定。
- 資金確保に関する統合アプローチ（**化学物質管理の主流化、民間部門の関与、基金の活用**）をハイライト。
- 透明性があり利用しやすい**オンラインツールを導入した進捗報告・開示**や進捗を適切に把握するための**測定枠組み**を設置。
- 第1回国際会議が、2026年11月にスイスで開催予定。



URLリンク：
<https://www.unep.org/global-framework-chemicals>

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）と国内実施計画

化学物質に関するグローバル枠組み

- 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で、「国際的な化学物質管理に関する戦略アプローチ（SAICM）」の後継として、「**化学物質に関するグローバル枠組み（GFC : Global Framework on Chemicals）**」が採択。
- GFCは「化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること」を目的としており、**マルチセクター**（農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等）における**マルチステークホルダー**（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による**化学物質のライフサイクル管理に関する自主的な国際枠組み**。

我が国の取組の概観

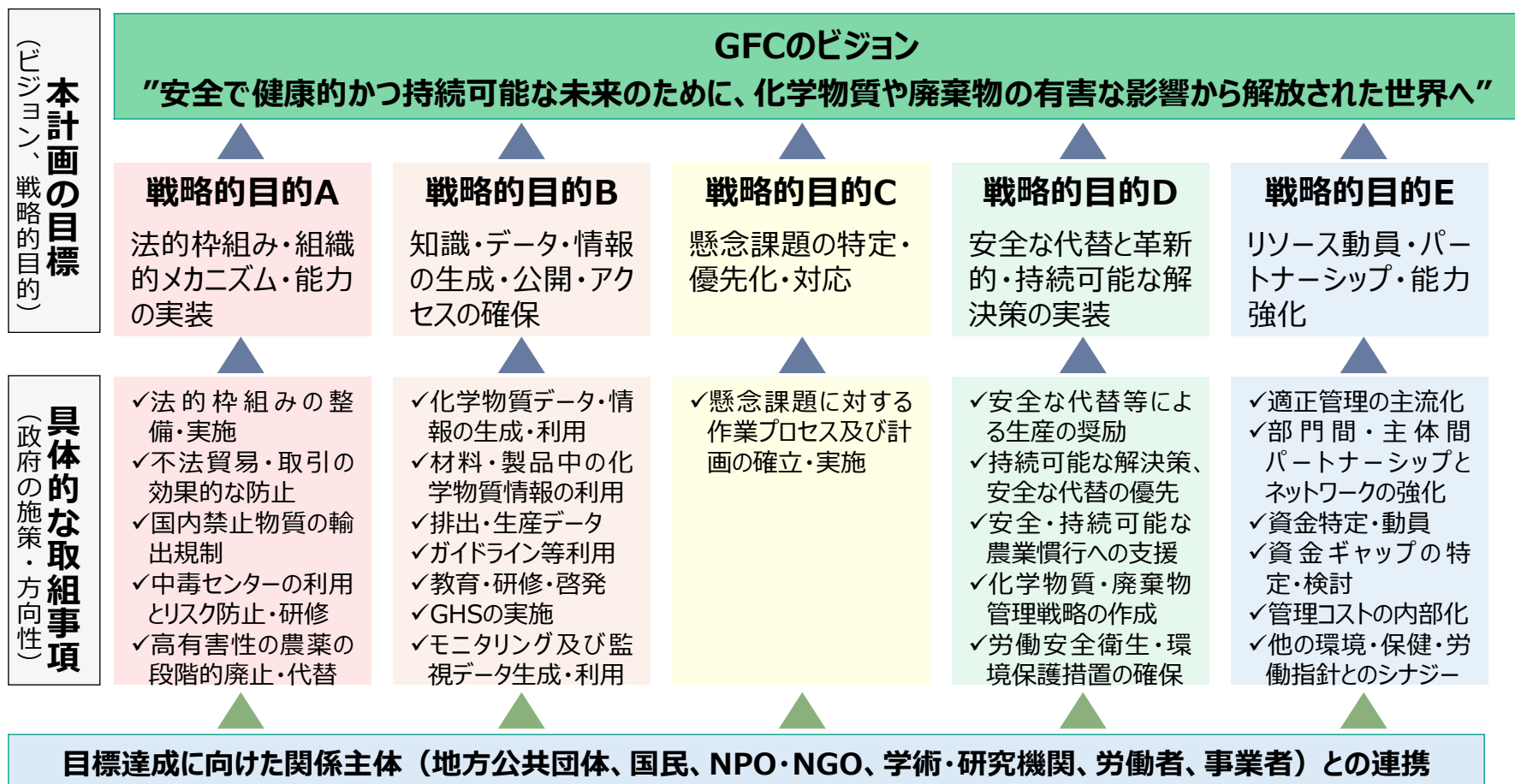
- 第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）において、**GFCの戦略的目的に沿った化学物質管理政策を整理・推進**。
 - ① ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み・制度的メカニズム及び能力構築
 - ② 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報作成やアクセス
 - ③ 懸念課題への対応
 - ④ 製品バリューチェーンにおける安全な代替品と革新的で持続可能な解決策による環境リスクの予防・最小化
 - ⑤ 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、能力構築、関連意思決定プロセスへの統合による実施強化
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月閣議決定）においても、GFCに基づき、**材料・製品中の化学物質情報を可能な限り入手可能とする取組等を推進**。

- GFCにおいて、政府は関連ステークホルダーとの協議の上で「国家行動計画」を策定することとされているため、我が国は2024年4月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見や国民からのコメントを踏まえて「**化学物質に関するグローバル枠組み国内実施計画**」を策定・公表（2025年4月）。（参考URLリンク：<https://www.env.go.jp/content/000311365.pdf>）

- 製品・廃棄物を含む化学物質のライフサイクルをカバー**。マルチセクター・ステークホルダーによる関与を包含。
- GFCの戦略的目的及びターゲットに沿って、**我が国として実施する取組の概要を整理**。
- 原則、**国の施策・事業等を整理**しているが、**地方公共団体、事業者、国民、民間団体等に期待される役割も記載**。
- 「化学物質と環境に関する政策対話」で集約・整理された**各主体の取組は国内実施計画の付属書Aに反映**。（参考URLリンク：<https://www.env.go.jp/content/000311366.pdf>）

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） 国内実施計画の概要

- GFCは、2023年9月に採択された、化学物質のライフサイクル管理に関する自主的な新たな国際枠組み。
- 本国内実施計画は、GFCの我が国での実施推進のために、GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標として、GFCの戦略的目的・ターゲットに基づき政府の今後の具体的な取組事項を整理したもの。
- 2024年4月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見やパブリック・コメントによる国民からの意見を踏まえながら検討を進め、2025年4月に策定・発表した。



我が国の化学物質管理体系

国内 関連法令		労働 環境	消費者	環境経由					
				製造	使用	排出	廃棄		
人健康への影響	短期毒性	労働安全衛生法	毒劇法	化学物質審査規制法	農薬取締法	化学物質排出把握管理促進法	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	廃棄物処理法等
	長期毒性		農薬取締法						
生活環境（動植物を含む）への影響							水銀汚染防止法		
オゾン層破壊				オゾン層保護法					
温室効果						フロン排出抑制法			

国際協定

- ・危険物の輸送に関する国連勧告
- ・廃棄物及びその他の物質の投棄による海洋汚染防止条約（ロンドン条約）
- ・船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978 年の議定書（マルポール条約）
- ・オゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書
- ・有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約（バーゼル条約）
- ・職場における化学物質の使用における安全に関する条約（ILO第170号条約）
- ・国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質および駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）
- ・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）
- ・2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約
- ・水銀に関する水俣条約
- ・化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）

具体的な施策の展開-国内実施計画の戦略

GFCビジョン “安全で健康的かつ持続可能な未来のために、
化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ”



戦略的目的A	化学物質と廃棄物の適正管理のための法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装
戦略的目的B	意思決定とアクションのための包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス
戦略的目的C	懸念課題の特定・優先化・対応
戦略的目的D	便益の最大化とリスクの防止・最小化のための製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装
戦略的目的E	リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強及び関連意思決定プロセスへの統合を通じた実施の向上



関係主体の役割

国	法制度整備・普及・啓発、教育、対話等の機会の充実、マルチセクター／ステークホルダーによる取組の基盤整備
地方公共団体	法令・条例の施行等、事業者による化学物質管理の促進、リスクコミュニケーションの促進、事故・災害対応
国民	化学物質のリスクに関する情報へのアクセスと理解、生活で使用する化学物質リスクを回避するための行動
NPO・NGO	化学物質に関する情報提供やアドバイス、国民・事業者・行政等の各主体による活動のつなぎ手としての役割
学術研究機関	学術的・専門的な知見の充実、客観的かつ信頼できる科学的情報の提供、政策決定や各主体の取組を支援
労働者	作業現場での法令遵守、安全と健康の確保、事業者等が講ずる措置への協力、災害の未然防止
事業者	事業実施時の法令遵守、自主的な化学物質の評価・管理、情報提供、地域住民との対話、危険・有害情報の提供

具体的な取組事項（戦略的目的A）

戦略的目的A

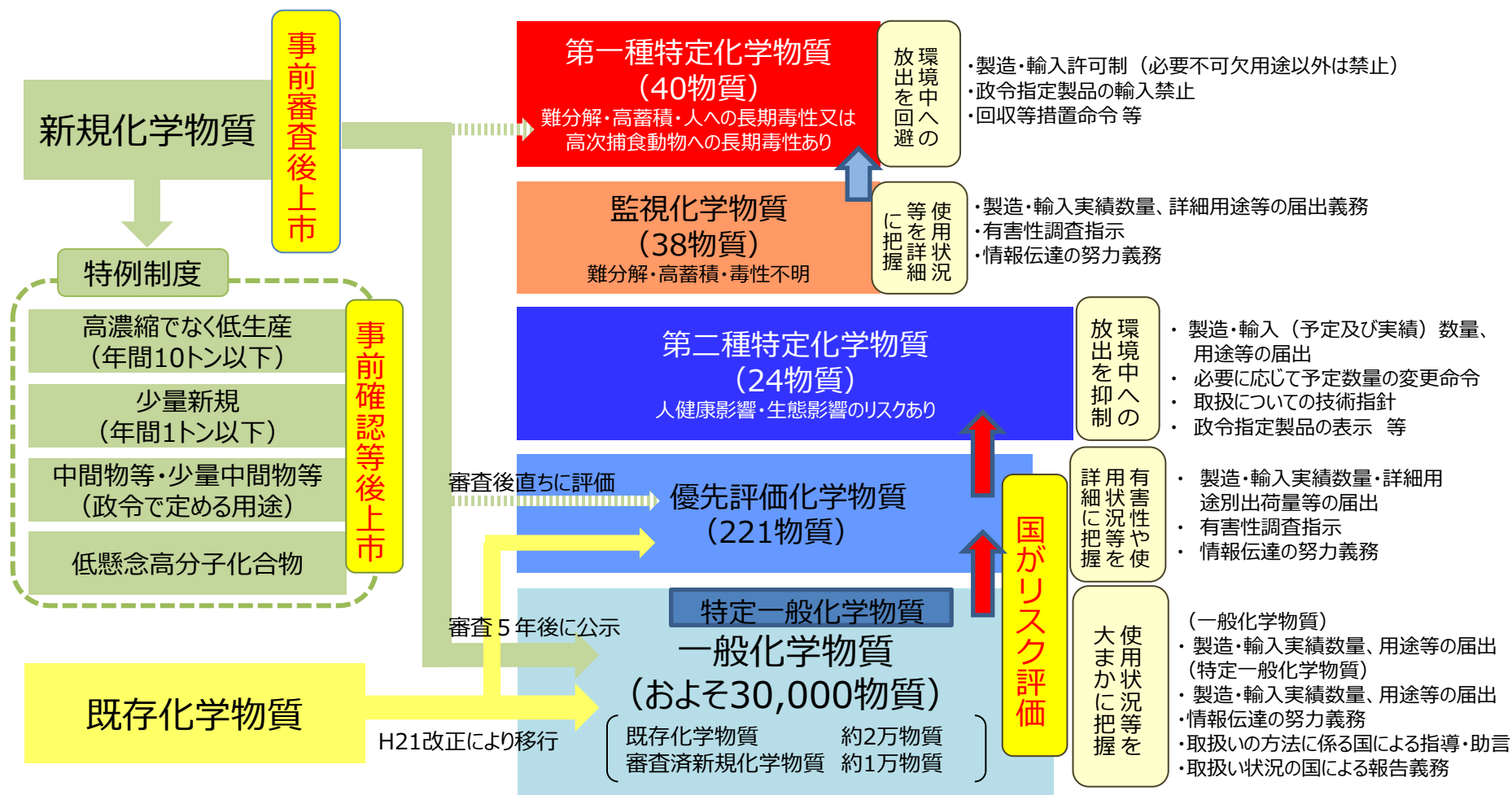
化学物質と廃棄物の適正管理のための法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装

ターゲットの概要		具体的な取組事項
A1	法的枠組みの整備・実施・執行	関連法令等に基づく取組の実施（化審法、化管法、環境基準、大防法、水濁法、農取法、土壌法、水銀汚染防止法、ダイ特法、労安法、毒劇法、建基法、建衛法、学保安法、オゾン法、廃掃法、PCB特措法、消安法、家制法、家表法、食衛法）
A4	不法貿易と取引の予防	- バーゼル法の適切な施行や周知徹底によるバーゼル条約の履行 - ロッテルダム条約の履行
A5	国内禁止物質の輸出・規制・禁止	- バーゼル条約・ロッテルダム条約の履行（再掲） - 関連法令や国内実施計画に基づくストックホルム条約の履行 - 関連法令に基づく水俣条約の履行と水銀汚染防止法に基づく取組の実施
A6	中毒センターの利用、リスク防止と臨床中毒学の研修	- 日本中毒情報センターによる緊急時の対応支援、中毒事故防止のための啓発活動 - 中毒情報、中毒症例、関連文献等の各データベースの構築とその更新・情報提供
A7	有害性の高い農薬の段階的廃止や代替への移行促進	農薬取締法において、人の健康や環境に対して安全と認められるもののみを登録し、製造・販売・使用を認める。

ターゲットA1：法的枠組みの整備・実施・執行－化審法の体系

○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。

物質数は令和8年6月時点



ターゲットA1：法的枠組みの整備・実施・執行ー化審法のリスク評価の枠組み

物質数は令和8年4月時点

段階的なリスク評価

化審法インベントリー
(一般化学物質)

約30,000物質

既存化学物質 約20,000物質
審査済新規化学物質 約10,000物質

届出化学物質

約13,000物質

1社あたり1トン以上／年について
製造輸入実績数量・簡易用途の届出

スクリーニング評価

対象物質：約8,000物質

製造輸入量 全国合計 10トン以上／年を対象
化審法届出情報や、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献
情報、事業者からの任意の報告書情報等から、**優先度を判定**する。

優先評価化学物質の指定

リスク評価（一次）

対象物質：62物質

うち、人健康影響 18物質
生態影響 46物質
(うち、共通 2物質)

有害性評価はスクリーニング評価時と同じ情報を用いて行い、暴露評価は製造・輸入数量等の届出情報のみを用いて行う。これにより、評価Ⅱを進める**優先順位づけ**を行う。

評価Ⅰ

評価Ⅱ

製造輸入数量・詳細用途情報に加えて、**PRTR情報、モニタリング情報を用いて詳細評価**を行う。この結果、直ちに第二種特定化学物質への指定又は有害性調査指示の必要性を判断する。（それらの判断に至らないときは評価Ⅲに進む。）

評価Ⅲ

3物質

取扱い情報の求め、追加モニタリング等により暴露情報を精査する。
第二種特定化学物質への指定又は有害性調査指示の必要性の判断。
(有害性調査を指示した場合はリスク評価（二次）へ進む。)

長期毒性の有害性調査指示

リスク評価（二次）

有害性情報の精査、第二種特定化学物質への指定の判断。

第二種特定化学物質

1物質（旧制度で23物質）
令和7年4月に「ポリ（オキシエチレン）
=ノルフェニルエーテル」が指定され、
24物質となった

72物質取消

1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項

1-1 リスク評価

NAMsの利活用、リスク評価制度の合理化等

1-2 審査特例制度等

審査後の事後監視の徹底

1-3 ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応

プラスチック再生材の利用促進に向けた適切な化学物質管理と情報伝達

● QSAR等の新たな評価手法（NAMs）の活用

- ✓ 既存の試験方法の代替手法の開発が進展し、例えばQSARは化学物質の審査・評価において補足的に活用
- ✓ NAMsの利用方法によっては、その活用拡大が化学物質のリスク評価の高度化・合理化に資する場合があります、NAMsの研究開発を促進するとともに、国際的な取組にも積極的に貢献することの重要性が指摘
- ✓ NAMsの概念（NAMsの特徴整理）やNAMsのリスク評価への活用可能性等についても検討してはどうか

2. その他の化学物質管理に関する事項

2-1 諸課題への対応

PFAS対応、国際条約への対応

2-2 持続可能な化学物質管理

企業の取り組む化学物質管理へのインセンティブの検討

2-3 パートナーシップや能力開発

国際枠組みへの貢献、ステークホルダーとの対話

（注）「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について」（令和7年7月）を基に環境省作成

具体的な取組事項（戦略的目的B）

戦略的目的B

意思決定とアクションのための包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス

ターゲットの概要	具体的な取組事項
B1 データ・情報の生成、利用、アクセス	- 化学物質の特性等に関するデータベースの構築/運用/更新 - バリューチェーンを通じた化学物質の情報共有に対して、法規制情報等を提供
B2 材料や製品中化学物質情報の利用	- 資源循環と化学物質管理の両立での情報伝達の推進、製品環境情報伝達基盤の検討 - サステナビリティ情報に化学物質情報を追加 - 廃棄物処理法に基づく廃棄物の情報伝達
B3 環境放出・生産データの生成と公開	- PRTR制度に基づく第1種指定化学物質に関する排出・移動量等のデータの収集・推計・公表 - 排出・移動量等のデータを活用したリスク評価結果の情報提供や災害被害防止準備
B4 有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用	- GLP基準への適合確認を受けようとする試験施設に対する適合性の確認 - OECDテストガイドラインと整合した試験法の見直し - 環境リスク初期評価の実施 - QSAR等の新たな評価手法の開発・活用に向けた検討 - 化学物質の複合影響評価に関する知見の収集及び試行的評価の実施
B5 教育・研修・市民啓発	環境省：化学物質アドバイザー制度／厚生労働省：化学物質管理者の養成／経済産業省：若手研究者の調査研究支援等／NITE：オンライン講座の開催 等
B6 GHSの実施	GHS改訂に合わせたJISの改正、参考としてのGHS分類の実施、GHS情報提供サイト等
B7 モニタリング・監視データ生成・提供	- 生物相・環境媒体における化学物質濃度・潜在的ばく露源データ・情報の作成 - 化学物質環境実態調査、生体試料におけるモニタリング調査、エコチル調査等の実施と調査成果の情報発信等のコホート調査に関する国際協力 - 研究機関等における環境研究の推進と調査データの体系的な整理・管理 等

ターゲットB4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用

－生態影響試験法開発の実施状況

1. 鳥類卵内投与試験法の開発

- 鳥類卵内への化学物質の投与による性分化異常評価手法の開発
- 具体的には、①生殖器（精巣・卵巣・副生殖器）、②生殖細胞（精子・卵子・始原生殖細胞）、③脳における有害性に焦点を当てた研究を行い、初期胚において迅速に性分化異常を検出するための有害性評価指標（エンドポイント）の確立を目指す
- 成果をOECDテストガイドライン化に向けた検討等に活用

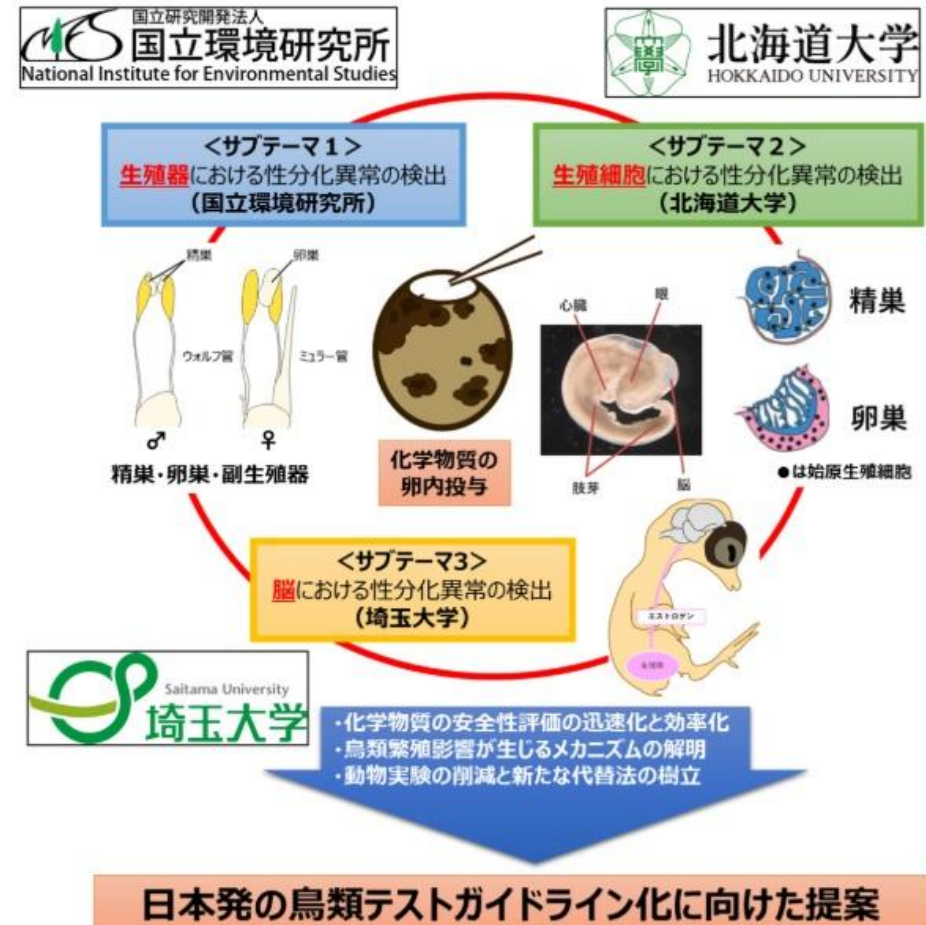
2. ヨコエビ試験法の開発

- 淡水産ヨコエビを用いて、底質に蓄積した化学物質が底生生物に与える影響を評価する試験法の開発
- 化学物質を混ぜた底質にヨコエビを一定期間曝露し、死亡率や成長阻害などの生物応答を測定
- OECDテストガイドライン化に向けて、国際リングテストを実施中

3. 藻類生長阻害試験法（OECD TG 201）の改定

- 藻類株の学名変更、試験で用いる珪藻類の変更等による試験法の改定
- OECDテストガイドライン改定に向けて、国際リングテストを実施中

鳥類卵内投与試験法の開発 （イメージ）



（出典） <https://www.avian-toxicology.jp/about/>

ターゲットB4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用 ーWoEに向けた生態リスク評価手法の高度化

- 令和7年11月に環境省の検討会において「化審法リスク評価における生態有害性評価のための Weight of Evidenceの実施に向けたデータの質の評価手法」の第一次案を取りまとめた。
- 第一次案では、化審法試験法・特定試験法推奨種ではない生物種について推奨種と同等に質の評価を行う手法等を取りまとめており、今後リスク評価への活用方法を検討する。
- 具体的には、PNEC導出における不確実性を低減させ、より適切なPNEC値を設定するため、これら現行活用していない試験データや類推結果についても総合的に判断する方法を、ケーススタディを積み重ねて検討していく予定。

現状

- ・現状用いている生物種は化審法試験法・特定試験法の推奨種であり、それら試験法の推奨種となっていない生物種は毒性値の判断に用いていない。

今後の方向性

- ・化審法試験法・特定試験法の推奨種の実験データに限らず、生活環境動植物への影響を見る上で有用と考えられるその他の生物種の実験データや類似物質の有害性情報からの類推結果を活用して総合的に判断し、PNEC導出の不確実性を低減し、リスク評価の精度を高める。

試験が標準化された試験方法への準拠に相当するか？

①信頼性
(Reliability)

試験データが化審法のリスク評価の目的に対して適切か？

②関連性
(Relevance)

③適格性
(Adequacy)

評価において有用な情報か？

生態有害性情報の
質の評価(第一次案)

信頼性評価

1

5つの評価領域（被験物質、試験設定、試験生物、暴露条件、統計的デザインと生物学的反応）に分類される26項目への適合性を判断し、信頼性ランク（1, 2, 3, 4-1, 4-2）を付与

関連性評価

2

4つの評価領域（法制度、被験物質、暴露、生物学的観点）への関連性を判断し、関連性ランク（High, Mid, Low）を付与

適格性評価

3

信頼性ランクと関連性ランクの組み合わせから、最終的な適格性（High, Mid, Low）を決定

ターゲットB4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用 ー生態毒性予測システム（KATE）

- **KATE（KAshinhou Tool for Ecotoxicity）**は、国立環境研究所環境リスク・健康領域において、環境省の請負業務として研究・開発された**生態毒性 QSAR システム**。化学物質の部分構造から魚類急性毒性試験における半数致死濃度（LC50）、ミジンコ遊泳阻害試験における半数影響濃度（EC50）等の生態毒性を予測することを目的に開発。
- KATE2025の主な機能
 - **化学物質の構造にもとづく生態毒性値の予測**
 - 【急性影響】
 - ・ 魚類急性毒性試験（OECD TG 203）における半数致死濃度（LC50）
 - ・ ミジンコ急性遊泳阻害試験（OECD TG 202）における半数影響濃度（EC50）
 - ・ 藻類生長阻害試験（OECD TG 201）における半数影響濃度（EC50）
 - 【慢性影響】
 - ・ 魚類初期生活段階毒性試験（OECD TG 210）における無影響濃度（NOEC）
 - ・ ミジンコ繁殖試験（OECD TG 211）における無影響濃度（NOEC）
 - ・ 藻類生長阻害試験（OECD TG 201）における無影響濃度（NOEC）
 - 予測結果が適用領域内であるかの判定（構造と log P について）
 - QSAR モデルのグラフ表示
 - 複数の化学物質に対する毒性値の予測
- 留意事項
 - 本システムで得られた**予測結果は、十分な予測精度を保証するものではない**。化学物質の生態毒性影響の程度について、参考値を得るためのツールの一つとして利用可能。
 - **化審法に基づく届出に必要な生態毒性試験結果として利用することはできない**。

ターゲットB4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用 ーばく露評価シミュレーションモデル&ツール（G-CIEMS）

- **G-CIEMS（Grid-Catchment Integrated Environmental Modeling System）**は、国立環境研究所が開発した詳細な空間分解能を持つ**GIS多媒体環境動態予測モデル**※1,2。化審法における優先評価化学物質のリスク評価において活用している。
- 2021年11月25日に改定版G-CIEMS（Ver.1.2）がリリースされたことから、2022年7月審議以降、化審法リスク評価でも当該改定版の利用を開始。
- 当該モデルは、利用者登録をすれば、以下のサイトから無料でダウンロード可能。
https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/gciems/gciems.html
 - 現状はモデル物質（5物質；LAS、BPA、DecaBDE、テレフタル酸、ヒドロキノン）でG-CIEMSの計算を試行可能。
- 様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオのモデル評価（下記のうちイ）ではG-CIEMSを活用。

方法	内容	特徴
ア) 排出源別評価 (PRAS-NITE)	事業者の届出情報を利用して評価。 ①化審法の製造量、用途別出荷量 ②PRTR届出排出量	・全物質を評価可能。
イ) PRTR情報を活用した評価（G-CIEMS）	PRTR届出排出量、届出外排出量を用いて、日本全国の濃度をモデルで推定し評価。	・PRTR対象物質を評価可能。 ・空間的な濃度分布を推定可能。
ウ) モニタリング情報を活用した評価	モニタリング濃度（実測値）を用いて評価。	・モニタリングが実施された物質を評価可能。 ・環境実態を踏まえた評価が可能。

※1 Suzuki N, et al. Geo-Referenced Multimedia Environmental Fate Model (G-CIEMS). Model formulation and comparison to the generic model and monitoring approaches, Environ. Sci. Technol. 38, 5682-5693 (2004)

※2 鈴木規之ら、全国河川の河道構造データに基づく化学物質のGIS河川動態モデル（G-CIEMS）の開発と空間分布評価の試み、環境化学、15, 385-395 (2005)

ターゲットB4：有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用 ー化学物質の複合影響評価について

- 化学物質の環境リスク評価は、単一物質ごとの実施が基本とされてきたが、環境中には多数の化学物質が存在し、人や生物はそれらに同時に曝露。
- **作用、構造等が類似する複数物質**の複合曝露に基づくリスク評価のあり方について検討を実施（https://www.env.go.jp/chemi/risk_assess/comb_rep.html）

- **複数化学物質の環境リスク評価に係るガイダンス（令和8年4月版）**
<https://www.env.go.jp/content/000394798.pdf>
 - 複数物質の複合曝露に伴うリスクの評価を、既存の環境リスク評価体系のもとで合理的、効果的に検討を行うための考え方を提示。
 - WHO/IPCSによる段階的評価の枠組み（2011）を参照し、独自に4つのレベル（レベル0～3）を設定。各レベルにおける評価の着眼点を提示。
 - 課題設定、評価対象物質群の設定、段階的リスク評価の実施等における柔軟なアプローチ。

- **複数物質の環境リスク評価に係るケーススタディ**
ガイダンスの活用に向け、ケーススタディとして複数物質の複合曝露に伴うリスクの評価を試行。その結果は順次公開予定。
 - ・ マクロライド系抗生物質の複合曝露による生態リスクの検討（ケーススタディ）（平成8年7月）<https://www.env.go.jp/content/000408978.pdf>

具体的な取組事項（戦略的目的C）

戦略的目的C

懸念課題の特定・優先化・対応

ターゲットの概要	具体的な取組事項
C1 懸念課題に対する 作業プロセス及び計画	＜全般＞ - SAICMにおける新規政策課題及びその他懸念課題への継続的な対応 「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じた各主体が懸念している化学物質に関する課題の収集・分析、課題解決に貢献する取組の実施 ＜個別課題＞ - PFAS：環境モニタリングの強化、科学的知見の充実等 - 化学物質の内分泌かく乱作用：試験法の開発、OECDにおける国際標準試験法の確立に貢献、有害な影響が懸念される物質の同定、関連評価体系での活用を念頭に置いた内分泌かく乱作用に関する評価方策の提案 - ナノマテリアル：環境リスクや新たな懸念物質群（アドバンスドマテリアル、微細なプラスチック、関連化学物質等）についての知見の充実 - 環境中に存在する医薬品等（PPCPs）：複合影響評価の視点を含む環境リスク評価 - 薬剤耐性（AMR）：環境中における抗微生物剤の残留状況に関する基礎情報の収集、人の健康及び環境中の生物に及ぼす影響に着目した調査

ターゲットC1：懸念課題に対する作業プロセス及び計画

ー化学物質の内分泌かく乱作用について

- 環境省は、EXTEND2016を受け継ぐ新たなプログラムとして「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2022－」を令和4年10月に策定、公表。（EXTEND = Extended Tasks on Endocrine Disruption）
- EXTEND2010以来の基本理念を踏襲しつつ、既に確立した試験・評価の枠組みを維持した上で、さまざまな新たな課題に取り組んでいるほか、化学物質審査規制法の下での成果の活用も行っている。

試験法の開発及び試験・評価の実施

- 評価の対象：水生生物（魚類、両生類及び無脊椎動物）

- 評価対象とする影響

- ・ 生殖に及ぼす影響－エストロゲン様作用、抗エストロゲン様作用、アンドロゲン様作用及び抗アンドロゲン様作用
- ・ 発達（変態等）に及ぼす影響－甲状腺ホルモン様作用及び抗甲状腺ホルモン様作用
- ・ 成長に及ぼす影響－幼若ホルモン様作用及び脱皮ホルモン様作用

- 検討対象物質の選定

- ・ 環境リスクが懸念される物質を効果的に抽出するため、有害性に着目して既存知見を整理し、内分泌かく乱作用との関連性が認められる物質を抽出

- 試験の実施と有害性評価

- ・ 2段階の試験・評価の枠組みを構築
- ・ まず第1段階試験管内試験（*in vitro*試験）を実施
- ・ その結果を踏まえ第1段階生物試験（*in vivo*試験）を実施
- ・ それらの結果に基づき、第2段階生物試験（*in vivo*試験）を実施すべき物質を抽出

試験法開発の進捗状況

検出可能な作用	区分	第1段階試験管内試験（スクリーニング試験）	第1段階生物試験（スクリーニング試験）	第2段階生物試験（確定試験）
エストロゲン様作用 抗エストロゲン様作用		◎メダカエストロゲン受容体αレポーター遺伝子試験	◎メダカを用いた魚類短期繁殖試験（FSTRA）[OECD TG229]	◎メダカ拡張1世代繁殖試験（MEOGRT）[OECD TG240]
アンドロゲン様作用		◎メダカアンドロゲン受容体βレポーター遺伝子試験	◎メダカを用いた魚類短期繁殖試験（FSTRA）[OECD TG229]	◎メダカ拡張1世代繁殖試験（MEOGRT）[OECD TG240]
抗アンドロゲン様作用		◎メダカアンドロゲン受容体βレポーター遺伝子試験	◎幼若メダカ抗アンドロゲン作用検出試験（JMASA）[OECD GD379]	◎メダカ拡張1世代繁殖試験（MEOGRT）[OECD TG240]
甲状腺ホルモン様作用 抗甲状腺ホルモン様作用		◎ニシツメガエル甲状腺ホルモン受容体βレポーター遺伝子試験	◎両生類変態試験（AMA）[OECD TG231]	◎幼生期両生類成長発達試験（LAGDA）[OECD TG241]
幼若ホルモン様作用 抗幼若ホルモン様作用		◎ミジンコ幼若ホルモン受容体レポーター遺伝子試験	◎オオミジンコ幼若ホルモン短期スクリーニング試験（JHASA）[OECD TG253] 新規採択	◎オオミジンコ繁殖試験[OECD TG211 ANNEX7]
脱皮ホルモン様作用 抗脱皮ホルモン様作用		◎ミジンコ脱皮ホルモン受容体レポーター遺伝子試験	△ミジンコ脱皮ホルモン作用検出試験	◎オオミジンコ繁殖試験[OECD TG211]検証中

注： ◎開発済み、○開発中（完成間近）、△開発中

具体的な取組事項（戦略的目的D）

戦略的目的D

便益の最大化とリスクの防止・最小化のための製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装

ターゲットの概要	具体的な取組事項
D2 より安全な代替と持続可能なアプローチによる生産奨励政策	・ ライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向けた不断の検討 ・ ESG投資に資する評価指標の設定等、企業がよりよい方向性を目指す仕組みの検討 ・ 環境配慮設計の促進、環境に配慮した化学物質への代替促進等 ・ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定め、当該方針に基づく調達を推進
D4 研究・革新プログラムにおける持続可能な解決策と安全な代替物質の優先	・ 有害廃棄物や使用済み製品の適正管理・処理技術の高度化、化学物質管理技術の高度化や、リスク評価スキームの構築に関する研究プログラムの実施
D5 より安全で持続可能な農業慣行の支援	・ 「みどりの食糧システム戦略」で、化学肥料・農薬の使用低減等の14のKPIを設定 ・ 環境負荷低減に取り組む生産者や関連技術の普及拡大等を図る事業者を後押し ・ 農水省補助事業等に対して、最低限の環境負荷低減の取組の実践を要件化 ・ 環境負荷低減の取組の「見える化」を推進
D6 持続可能な化学物質及び廃棄物管理戦略の策定・実施等	・ 第六次環境基本計画に基づく化学物質管理 ・ 重点施策における我が国の懸念課題の特定と施策整理 ・ リサイクル原料に混入する有害物質対策としての上流側と連携した施策の検討 ・ ライフサイクル及びバリューチェーン全体を通じた化学物質情報の入手を進める取組
D7 労働安全衛生の慣行と環境保護措置の確保・実施	・ 事業者自らによるリスク評価や措置の実施等の自律的管理への方向転換と、そのための化学物質管理者制度の導入 ・ 職場における新たな化学物質管理施策のための関連制度や基準の整備

具体的な取組事項（戦略的目的E）

戦略的目的E

リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強及び
関連意思決定プロセスへの統合を通じた実施の向上

ターゲットの概要	具体的な取組事項
E1 化学物質・廃棄物管理の主流化	・ 関連する国の各種計画等における、化学物質と廃棄物の適正管理の主流化（パンフレット、セミナー等によるGFCについての啓発・教育；B5にも関連）
E2 部門間及び主体間のパートナーシップとネットワーク	・ 各種計画等におけるパートナーシップやネットワークの強化 ・ 様々な主体の参加の場等を設けるとともに、ネットワークを構築 ・ 人材育成及び環境教育、化学物質と環境リスクに関する理解力向上に向けた取組支援 ・ 化学物質国際対応ネットワークにより、民間企業等と官民ネットワークを構築
E3 資金の特定と動員	・ 国内：廃棄物処理施設等整備への市町村交付金、不法投棄支障除去事業への支援 ・ 多国間：BRS条約における相互協力・連携、関連モニタリングネットワーク・パートナーシップ ・ 二国間：JICAによる化学物質の適正管理に関するプロジェクトや、環境省・経産省による東南アジア諸国との二国間協力等
E4 資金ギャップの特定・検討	・ 関連パートナーシップや支援等の活動の中で、関連する課題や資金ギャップを特定・検討
E5 適正管理コストの内部化	・ 「排出者責任」と「拡大生産者責任」を関連施策に取り入れることで、廃棄物の適正管理にかかるコストを内部化するための取組を実施
E6 その他の環境・保健・労働指針との相乗効果	・ 他の主要な環境政策（気候変動、生物多様性等）や保健政策、労働政策との間の相乗効果を活かした取組を検討。 ・ 意識啓発と管理活動の定着を図る化学物質管理強調月間を 2024 年 4 月に創設し、毎年 2 月に実施

ターゲットE6：その他の環境・保健・労働指針との相乗効果

ー化学物質管理×ネイチャーポジティブ

- ・ GFC国内実施計画のターゲットE6では、「「生物多様性国家戦略 2023-2030」で掲げる化学物質や農薬等による汚染の削減に貢献するため、国内の化学物質管理及び生物多様性に関する有識者等で構成する検討会を組織し、ネイチャーポジティブに貢献する化学物質管理の推進方策等の検討を実施する。」と記載。
- ・ 環境省では、化学物質管理・生物多様性保全それぞれの分野の専門家で構成される検討会を設置し、令和8年3月に「ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0」を策定。
- ・ 同アクションプランに基づき、①地域参画による化学物質管理のための仕組みづくり、②ネイチャーポジティブ推進のための制度的措置の検討・整備、③環境モニタリングの高度化による生態系影響の把握・指標化、④アクションプラン実施に関する取組の国際発信、等の取組を進める予定。

国際関係

生物多様性条約（CBD）

昆明・モントリオール
生物多様性枠組み（KMGBF）

生物多様性及び生態系サービス
に関する政府間科学-政策
プラットフォーム（IPBES）

国内関係

生物多様性基本法

生物多様性増進活動促進法

生物多様性国家戦略2023-2030

生物多様性及び生態系サービス
の総合評価（JBO）

水銀に関する水俣条約

バーゼル条約・ロッテルダム条約
・ストックホルム条約

化学物質と廃棄物に関する
グローバル枠組み（GFC）

化学物質・廃棄物の
適正管理と汚染防止に関する
科学・政策パネル（SPP）

環境基本法

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

化学物質排出把握管理促進法

化学物質審査規制法

GFC国内実施計画

連携

課題の整理

- ・ 化学物質の生態系への影響が懸念される事例
- ・ 既存のリスク評価・試験法、制度に関する課題
- ・ 普及啓発及びパートナーシップに関する課題
- ・ 国際的な枠組みへの対応



対応オプションの整理

- ・ 調査・研究、モニタリングの実施・拡充
- ・ リスク評価手法・制度の見直し・試行実施
- ・ 普及啓発・パートナーシップの促進
- ・ 生物多様性影響評価指標の開発・実装
- ・ 国際枠組み・国内計画へのインプット



「ネイチャーポジティブ・化学物質管理 アクションプラン」作成

ネイチャーポジティブ推進のための化学物質管理アクションプラン Ver.1.0

- ・化学物質管理をネイチャーポジティブの実現に向けて発展させる方向性を示すため、令和7年9月に「化学物質管理によるネイチャーポジティブ推進検討会」を設置。
- ・国際潮流やGFC国内実施計画などの国内政策を踏まえて現状分析と課題の体系的整理を行い、今後取り組むべきと考える6つの対応オプションを示した「アクションプラン Ver1.0（2026年3月 環境省）」を策定。

◆ 6つの対応オプションとアクションプラン
(2030年までの対応方針) ◆

(1) 調査・研究、モニタリングの実施・拡充

国の調査・研究プロジェクト等を活用した、生物および化学物質のモニタリング、影響やリスクの評価手法、評価指標、リスクコミュニケーション等に関する調査、研究を促進する。

(2) リスク評価手法の高度化

化学物質のライフサイクルの考慮、生物多様性・生態系へのリスク評価等、**リスク評価手法の高度化**についての検討を促進する。 **QSARモデル、AIや機械学習を活用した*in silico*予測手法のリスク評価への取り入れを含む**

(3) 化学物質管理制度の点検・見直し

(1)、(2)の取組を踏まえつつ、既存の化学物質管理制度の見直し検討においてネイチャーポジティブの観点を考慮する。事業者による自主的取組を促進する制度・仕組みを強化する。

(4) 関連主体による取組・連携強化

事業者による自主的取組や地域における取組を促進するとともに、優良事例を特定・展開する。また、地域における取組主体（国民、地方自治体、NPO・NGO、事業者等）間の連携の支援を、既存の制度・組織も活用しながら強化する。

(5) 生物多様性影響評価指標の開発・実装

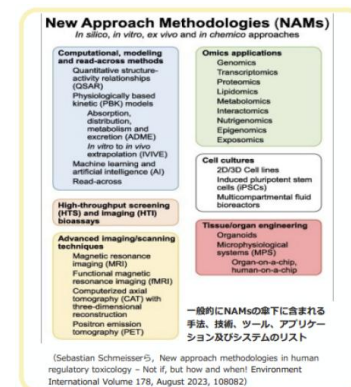
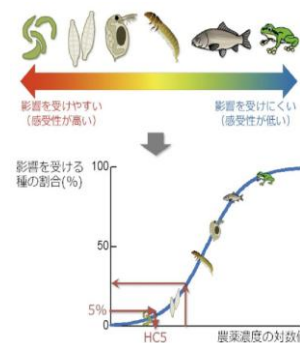
国際的な評価指標の開発に貢献しつつ、取組促進の効果、取組成果の評価への活用等を考慮した、生物多様性影響評価指標の開発を促進する。

(6) 国際枠組み・国内計画へのインプット

取組成果を、国内計画、国際枠組みに適切なタイミングでインプットする。

アクションプランVer1.0で示したリスク評価手法の高度化のイメージ

- スクリーニング、優先順位付け、意思決定のために、単一種のエンドポイントを超えた生態系レベルのリスク評価アプローチの適用可能性を検討
 - メソコズム・アプローチ
 - 種の感受性分布（SSD）
 - 群集・生態系モデル
 - in silico*予測（QSAR、AI/ML）
 - 新たなアプローチ手法（NAMs）



化学物質の生物多様性への影響評価におけるNAMsの活用可能性

－OECD「化学物質と生物多様性」ワークショップで議論された方向性※1

- 2026年6月にOECDが「化学物質と生物多様性」に関するワークショップを開催。日本からはアクションプランを紹介。
- この中では、既存の試験・評価を基盤としつつ、NAMsやばく露情報、環境モニタリング等と組み合わせ、化学物質の生物多様性への影響に関する評価情報を充実・精緻化する方向性も議論された。

■ 化学物質の生物多様性影響評価に向けた今後のNAMsの活用の方向性（ワークショップでの議論より抜粋）

不足する情報の補完	他の情報との統合	適用可能性の検証
より多様な物質・生物種への作用・影響を予測 - タンパク質配列・構造等から、未試験種の潜在的な感受性を予測 - 培養細胞、遺伝子発現解析、計算モデル等により、作用メカニズムに関する情報を補完 - 機械学習等を用いて、データが不足する物質・生物種への影響を推定	有害性・ばく露・実環境情報との組合せ - NAMsの結果を、既存試験や毒性動態(TK)情報と組み合わせで解釈 - AEPとAOPを連結※2し、排出・ばく露から個体群・群集・生態系への影響までを構造化 - 化学分析や環境DNA等により、実環境の生物種・生物群集に関する情報を補完	各手法の適用領域（対象物質・生物種・作用メカニズム）の明確化 - データが豊富な物質等を用いて、既存試験との比較・性能検証を実施 - 透明性、再現性、不確実性、適用限界を整理 - スクリーニング、優先順位付け、追加情報・試験の要否判断等への活用方法を整理 - ガイダンス、ケーススタディ、評価ツールを整備

■ 今後のOECD作業としてワークショップで提案された事項

① 保護目標・適用場面の整理

- 生物多様性の保護目標（protection goals）・評価エンドポイントを明確化
- 従来の評価で十分な場合と、追加情報が必要な場合を整理

② NAMs活用に向けたガイダンス作成

- 各手法の適用範囲、強み、限界、不確実性を整理
- 既存試験を補完する活用方法を検討

③ ケーススタディの蓄積

- データの豊富な物質を用いて性能を検証
- 複数の試験・データを統合した評価事例（IATAケーススタディ）を作成

④ 生物多様性評価ツールボックスの整備

- 利用可能なNAMs、外挿モデル、データセットと、その適用範囲・利用場面を体系的に整理



※1 2026年6月のOECDワークショップにおける発表・参加者討議及びワークショップ・レポート案を基に環境省作成。今後のOECD作業として正式決定されたものではない。

※2 AEP（Aggregate Exposure Pathway）は、化学物質の発生源から環境中の移動・ばく露までを、AOP（Adverse Outcome Pathway）は、分子レベルの作用から有害影響の発現までを整理する枠組み。

GFCの国内実施に向けた各主体の主な貢献

付属書A

化学物質と環境に関する政策対話の中で、GFCに関連して各主体が取り組んでいる事項、今後取り組みを予定している事項等を収集し、「GFC国内実施に向けた各主体の主な貢献」としてとりまとめ。

【事業者に関連する項目を抜粋】

ターゲットの概要		具体的な取組事項
A3	企業によるライフサイクルを通じた措置	・ ライフサイクル全体を通じた自主的な化学物質の管理、成果の公表、社会との対話を行う「レスポンシブル・ケア」活動の推進（産業界）
B2	材料や製品中化学物質情報の利用	・ サプライチェーン全体を通じた化学物質情報伝達システムの構築・運用（chemSHERPA, IMDS）（産業界） ・ 製品中の化学物質に関する情報（管理対象物質の含有情報、安全性等）の作成、管理、公開（GPS/JIPS, GADSL 等）（産業界） ・ 製品中の化学物質成分情報の開示に関する自主基準の制定（産業界）
B4	有害性・リスク評価や管理ガイドライン、慣行、ツール等の適用	・ 製品含有化学物質の管理に関するガイドラインの策定・公表（産業界） ・ 化学物質リスク評価支援ポータルサイトの公開・管理（JCIA BIGDr）（産業界） ・ 企業による自社製品の安全性の継続的な評価の推進（産業界）
B5	教育・研修・市民啓発	・ 企業による自社製品の情報公開・リスクコミュニケーション（産業界） ・ 化学物質管理に関するセミナー・フォーラム、ポスターコンテスト等の開催（産業界）
B6	GHSの実施	・ 製品表示に関する取り組み（GHS の自主的試行、安全図記号の自主基準化）（産業界）
B7	モニタリング・監視データ生成・提供	・ 自主的環境モニタリング・リスク評価及びその結果の公開（産業界）

GFCの国内実施に向けた各主体の主な貢献

付属書A

化学物質と環境に関する政策対話の中で、GFCに関連して各主体が取り組んでいる事項、今後取り組みを予定している事項等を収集し、「GFC国内実施に向けた各主体の主な貢献」としてとりまとめ。

ターゲットの概要		具体的な取組事項
D1	サステナブルケミストリー・イノベーション	- 自主認定制度等によるサステナブル・ケミストリー、資源効率推進に貢献する製品の開発・推進（産業界） - プラスチック容器削減目標の設定・実施による資源効率推進（産業界） - 容器等の製品環境配慮設計の自主基準・ガイドラインの策定・推進（産業界）
D3	金融アプローチ・報告基準の適用	- 化学物質と廃棄物の適正管理を非財務情報評価の中に適切に位置づけ、適切なエンゲージメントを行う（金融界） - サステナブルケミストリーと資源効率推進に向けた投資を促進する投融資（金融界）
D4	研究・革新プログラム	助成事業を通じた研究支援（Long-range Research Initiative）（産業界）
D7	労働安全衛生慣行と環境保護措置確保	- 職場における化学物質リスクアセスメントの実施（産業界） - 職場におけるすべての労働者に対する安全衛生教育の実施（産業界）
E2	部門間及び主体間のパートナーシップとネットワーク	- ステークホルダー間の連携検討会の立ち上げ・推進（産業界） - 国際学会、工業会等を通じた取組の情報発信（産業界） - アジア地域を含めた海外機関とのパートナーシップ構築（産業界）
E3	資金の特定と動員	- 化学物質と廃棄物の適正管理を非財務情報評価の中に適切に位置づけ、適切なエンゲージメントを行う（金融界） - 投資のみならず間接金融を通じたインセンティブとするための啓発活動（21世紀金融行動原則等）（金融界）
E4	資金ギャップの特定・検討	ICCA ASEAN Regulatory Cooperation Project (ARCP) を通じた能力形成活動（産業界）

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） 第1回国際会議に向けて

- 2023年9月に採択されたGFCは、2026年11月に第1回国際会議（IC1）を開催する予定。
- IC1においては、進捗管理指標案、新たな懸念課題提案、実施プログラム案に関する議論・採択を想定。
- これまで、日本からは、政府・各主体における各作業部会への積極参加や、意見照会におけるコメント出しを行ってきたところ。

進捗管理指標と測定枠組み

進捗管理指標と測定枠組みに関する作業部会

2024年～2026年にかけて9回のオンライン会合を実施。ハイレベル指標・個別指標案を提案。

→提案指標案の実効性把握等のためのベースライン調査も実施（2026年3月）

懸念課題

4つの新たな懸念課題候補が提案されている

既存の懸念課題についてもその継続等についてIC1にて議論。



塗料中鉛、製品中化学物質、電気電子機器のライフサイクルにおける有害化学物質、ナノ材料、内分泌かく乱物質、環境残留性医薬汚染物質、PFAS、有害性の高い農薬

実施プログラム1：法制度・実施体制の強化

主に途上国の化学物質管理制度に関する能力開発に焦点。

GFC基金

現在第2サイクル案件審査中

実施プログラム2：バリューチェーン全体での産業界の取組強化

各戦略的目的、ターゲットの実現に向けた個別作業部会（WS）

各テーマごとに個別の作業部会が形成。第一回国際会議に向けた初期成果文書を取りまとめ中。

情報の透明性・
開示WS

ケミカルフット
プリントWS

持続可能な化学
イノベーションWS

金融WS

報告基準
・開示WS

懸念化学物質
WS

産業セクター別プログラム

電気・電子

ヘルスケア

繊維

建築・建設

GFC環境負荷ハイレベル指標（GEB HLI）

GEB HLIとは

化学物質・廃棄物による環境負荷について、排出・放出（Pressure）環境中の存在状況（State）生態系等への影響（Impact）を統合的に把握するためのGFC最上位指標。

GFCビジョン（安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ）の達成状況を評価することを目的として開発が進められている。

GEB HLIの特徴

排出・放出量、環境モニタリング等の既存情報を3層で整理・統合し、環境負荷全体の動向を見える化

現在の開発状況

現在、指標の選定は進展している一方、重み付け・集約方法（どのように一つの指標として示すか）はなお検討中。最終的な表示方法（指数・スコア・トレンド等）についても未確定。



提案されている指標案の例

- GFCにおける28の各ターゲットの進捗管理指標案が提案されている。
- これらについて、データ管理者の有無や、実施可能性等を踏まえつつ、11月のIC1にて議論がなされ、最終化・採択がなされる見込み。
- 進捗管理指標を議論する作業部会の共同議長を2024年から2025年夏まで日本が務めるとともに、指標策定の集中議論を行う専門家グループに日本の産業界からも積極参加し、当該作業に貢献。

戦略的目的 A	ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するための法的枠組み、組織的メカニズム及び能力が整備されている。
ターゲット A1	2030 年までに、各国政府は、その国の状況に適した形で、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確立している。
A1.2	塗料中鉛をコントロールしている国の数
A1.3	国際保健規則（IHR）に基づく化学的事象に関するコア・キャパシティを達成した国の数
A1.4 B6.1	GHS を部分的または完全に実施している国の数
A1.5	産業用および消費者用化学物質を管理するための法令が整備されている国の数
A1.6	新規農業および/または新規産業用化学物質の規制・評価スキームを有するストックホルム条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提供可能
A1.7	バーゼル条約の規定を実施するための法令を採択したバーゼル条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提供可能
ターゲット A2	2030 年までに、政府間組織は、効果的な化学物質と廃棄物管理戦略を実施しようとする各国政府及び関係主体のニーズを支援するためのガイドラインを策定し、特に「化学物質管理における意思決定のための、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラム（IOMC）のツールボックス」の更新をその基礎とする。
A2.1	IOMC ツールボックスのユーザー数および閲覧数
A2.2	効果的な化学物質・廃棄物管理戦略を実施するための政府およびステークホルダーの特定されたニーズを支援するべく、IGO（政府間機関）によって開発された新規または更新されたガイドラインの数
ターゲット A3	2030 年までに、企業は、ライフサイクル全体を通じて化学物質による有害な影響を防止し、防止が不可能な場合は最小化するための措置を実施する。
D3.1	依拠度、影響、リスク、機会、並びに人の健康と環境に関して報告を行っている企業の数
D3.3	リスク分析、意思決定、方針、慣行、または情報開示に化学物質と廃棄物を含めている金融機関の数
ターゲット A4	2030 年までに、主体は化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引を効果的に防止する。
A4.1	有害廃棄物およびその他の廃棄物の不法取引を防止し、不法取引を犯罪とする国内法を採択したバーゼル条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提出可能。
A4.2	各国（バーゼル条約締約国）により報告された有害廃棄物およびその他の廃棄物の不法取引のクロースドケース（解決済み事案）の数

戦略的目的 B	情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で、全ての人に入手可能である。
ターゲット B1	2035 年までに、化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用可能でアクセス可能である。
B1.1	認知された化学物質情報プラットフォームから、公的にアクセス可能なデータと情報（物理化学的、有害性、ばく露データ）を有する化学物質の数
B1.2	世界的に認知された化学物質情報プラットフォームを積極的に利用している、および/またはそこに貢献している参加者の数
ターゲット B2	2030 年までに、主体は、可能な限り、バリューチェーン全体を通じて、材料や製品中の化学物質に関する信頼できる情報を利用できるようにする。
B2.1	セクター横断的な「世界的に」調和されたデジタル製品および材料情報システムに関する措置を講じている国の数
B2.2	バリューチェーン全体にわたって材料や製品中の化学物質に関する情報を共有するための、[世界的に] 調和された標準/ツール/プラットフォーム（例：デジタル製品および材料情報システム）を使用/実装している、産業界および民間部門を含むステークホルダーの数
ターゲット B3	2035 年までに、主体は、化学物質と廃棄物の環境への排出と放出に関するデータに加えて、材料と製品への化学物質の使用を含む化学物質の生産に関するデータを生成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセス可能にする。
B3.1	PRTR を有する国の数（PRTR に関するキープ議定書の締約国、PRTR に関する OECD 基準を実施している国、または同等の基準を含む、PRTR の国際基準の実施）
B3.2	(a) 一人当たりの有害廃棄物発生量、および (b) 処理の種類別の、処理された有害廃棄物の割合
B3.3	オフス条約またはエスカス協定の締約国の数
B3.4	材料および製品中の化学物質に関する「世界的に」調和されたデータを公的にアクセス可能にしている国の数
ターゲット B4	2035 年までに、主体は、有害性及びリスク評価並びに化学物質と廃棄物管理に適切なガイドライン、利用可能な最良の慣行及び標準化されたツールを適用する。
B4.1	データ相互受入（MAD）システムに加盟している国の数
B4.2	化学物質検討委員会（CRC）が、リスク評価の結果として講じられたものであると立証した最終的な規制措置の数 ※ロッテルダム条約の非締約国もデータ提供可能。
A2.2	効果的な化学物質・廃棄物管理戦略を実施するための政府およびステークホルダーの特定されたニーズを支援するべく、IGO によって開発された新規または更新されたガイドラインの数

GFCにおける新たな「懸念課題（Issues of Concern）」の提案

- GFC事務局は新規懸念課題（Issues of Concern）の提案を募集し、その結果、各ステークホルダーから4件の新規課題提案が提出された。
- 提案内容に関するコメントを2026年8月21日まで募集。

現在提案されている新規懸念課題候補

① 医薬品汚染と人・環境への影響

提案者：University of York (Alistair Boxall)

実施主体候補：Healthcare Without Harm（主）
WWF、University of York（支援）

提案概要：

- 既存のEPPPs（環境残留性医薬品）IoCを拡張
- 「残留性医薬品」だけでなく、医薬品有効成分、代謝物、分解生成物、製造中間体まで対象化
- 生態系影響や薬剤耐性（AMR）への寄与を重視

② NAMs（新たな評価手法）の活用促進

提案者：World Federation for Animals

実施主体候補：World Federation for Animals, AAVS, ARDF, Eurogroup for Animals 等

提案概要：

- 動物実験に依存しない新たな評価手法（NAMs）の活用促進
- OECD等で進む国際的取組をGFCで世界展開
- 能力構築、データ共有、規制調和を推進

③ 鉛対策の対象拡大

提案者：Global Alliance on Health and Pollution (GAHP)

実施主体候補：UNEP を主導候補として提案

提案概要：

- 現在の「塗料中鉛」から対象を拡大
- 使用済鉛蓄電池の非公式リサイクルを重視
- 鉛のライフサイクル全体を対象化

④ 子どもの健康に関する化学物質管理

提案者：Chemicals and Waste Youth Platform (CWYP)

実施主体候補：CWYPが共同主導を希望。今後マルチステークホルダー連合形成を提案。

提案概要：

- 子どもの発達段階特有の脆弱性に着目
- 年齢別データ、曝露評価、政策立案を強化
- 化学物質管理に「子どもの健康」の視点を主流化

GFC実施プログラムの全体像（IP1、IP2）

- GFC実施のためのプログラム案（IP1：国家制度・能力の強化、IP2：産業・経済部門の取組強化）が策定され、IC1にて採択に向けた議論を予定。

IP1（国家制度・能力強化）

化学物質・廃棄物の適正管理に必要な法制度、組織体制、能力、情報基盤等の強化

1. ガバナンス・制度的基盤

法制度、政策、組織体制、財政、執行、ステークホルダー調整。

2. 情報・透明性

GHS、GLP、OECD MAD、PRTR、情報システム、開示。

3. リスク管理・管理措置

化学品規制、労働安全衛生、事故予防、統合的汚染管理、公衆衛生。

4. レガシー管理・市場変革

汚染・レガシー対応、製品・サプライチェーン措置、GSCイノベーション。

初期セクタープログラム

繊維、電気電子、ヘルスケア、建築・建設

IP2（産業・経済部門の取組強化）

バリューチェーンに沿った産業界の行動、情報共有、優先化、評価、報告、金融、イノベーションの推進。

1. 情報・透明性

サプライチェーン上の化学物質情報の利用可能性、アクセス性、透明性。

2. 懸念化学物質の優先化

優先的に対処する懸念化学物質の特定、代替、削減。

3. 評価方法

Chemical Footprint等による化学物質・廃棄物管理パフォーマンスの評価。

4. 報告・開示・金融

報告基準、開示、投資家ニーズ、投融資判断との接続。

5. イノベーション・市場変革

GSCイノベーション、持続可能な製品設計、ビジネスモデル、循環経済。

戦略的目的Dとテーマ別作業部会（WS）

➤ 戦略的目的Dターゲットに記載された個別事項に関して、専門の作業部会（Workstream(WS)）が設定され、議論が進捗。

- ・ **ターゲットD1**：【企業は】2030年までに、化学物質のライフサイクル全体を通じて、**サステナブル・ケミストリー**と資源効率を推進するための**イノベーション**に一貫して投資し、それを達成する。
- ・ **ターゲットD3**：【金融部門を含む民間部門は】2030年までに、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための戦略と方針を、その**金融アプローチとビジネスモデルに組み込み**、国際的に認知された、又は同等の**報告基準（reporting standards）**を適用する。
- ・ **ターゲットD6**：2030年までに、主要な経済と産業部門において、持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略を策定・実施。この戦略では、**優先的に対処する懸念化学物質を特定**し、**バリューチェーンに沿った化学物質の影響**と、実行可能な場合にはその**投入量を削減するための基準（ケミカルフットプリント・アプローチ等）**や対策を特定する。

【機会の定義】 Green and Sustainable Chemistry Innovation（GSC） WS

セクター横断でのGSC原則実装のための国際的ロードマップを策定

【報告・開示基準】 Reporting Standards and Frameworks WS

既存の企業報告基準との整合を検討

【懸念物質】 Priority Chemicals of Concern（CoCs） WS

既存の規制物質・自主的な懸念物質リストを基に、これらの取組で優先的に対処する懸念化学物質の整理及び優先化の考え方を検討。

【情報の透明性・開示】 Transparency, Traceability and Disclosure WS

バリューチェーン全体で共有可能な化学物質情報の最小要件や開示の在り方を整理

【投融資枠組み】 Finance WS

投資・融資判断に必要なデータや枠組みを整理

【評価方法】 Chemical Footprint and Impact WS

用語・方法論を整理し、産業での実装に向けたガイダンスを検討

ご清聴ありがとうございました！





子どもたちは、
あしたの地球を生きてゆく。

子どもたちが生きるのは、10年後、50年後、100年後の世界。
今、わたしたちが暮らす環境は、その未来とつながっています。
どんな環境を守り、どんな未来をつくべきかを
「今」を生きて子どもたちと一緒に考えます。

第2回

エコチル調査全国フォーラム

2026 12.5(土)・6(日) 9:30-17:00

会場 伊藤国際学術研究センター・山上会館(※山上会館は12月5日のみ)
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1(東京大学本郷キャンパス内)

参加無料

主なプログラム

- ▶ 基調講演
講師：北川進先生(2025年ノーベル化学賞受賞/京都大学特別教授)
北川進先生との座談会を開催します！(30名程度限定)
- ▶ エコチル調査学術シンポジウム
エコチル調査に関連する領域の研究者の方々にご講演いただきます。
- ▶ エコチル調査研究発表
小・中・高校生が環境と健康についての学習や研究の成果を
学術大会のスタイルで発表します。(ポスター発表)

▶ エコチル調査書道展
エコチル調査をテーマにした書道作品を展示します。
書道家による書道作品の展示も行います。

▶ エコチル調査短歌展
エコチル調査をテーマにした短歌作品を展示します。

▶ エコチル調査かるた大会
・エコチル調査かるた大会(後援：(一社)ちややの童舎)／かるた教室
・小倉百人一首短歌かるた大会(後援：(一社)ちややの童舎)／かるた教室

参加方法

参加方法	参加費
● 研究発表	参加費後～応募
● その他のプログラム	各費フォームより応募
● 当日の参加・来場	申し込み不要

開催は左記の二次コードから公式WEBサイトに登録ください。

各場応募要切

会場	定員	申込締切
書道展	9月4日(金)	9月9日(水) 作品必着
短歌展	10月1日(木)	—
職技かるた参加	10月1日(木)	—
オリジナルかるた	10月1日(木)	—
研究発表	9月30日(水)	—

公式WEBサイトはこちら



エコチル調査とは

正式名称は「子どもの健康と環境に関する全国調査」。2011年に環境省が始めた大規模な国家プロジェクトです。約10万組の親子のみならずご協力のもと、環境中の化学物質が子どもの健康にどのように影響するかを明らかにし、子どもたちが安心して健やかに育つ環境を作るために実施しています。



環境省
Ministry of the Environment



国立環境研究所
National Institute for Environmental Studies

主催：環境省、(国研) 国立環境研究所 後援：こども家庭庁、文部科学省、(国研) 国立成育医療研究センター
協力：(一財) 日本書道美術院、(一社) 現代歌人協会、(一社) 全日本かるた協会
問合せ・送付先 | エコチル調査全国フォーラム運営事務局 (株式会社PCO)P
〒930-0004 富山県富山市伊賀橋2-25 E-mail: eco-child@pco.jp TEL: 076-471-0744